令和5年3月7日 環境生活委員会 開催状況 (環境生活部)

開催年月日 令和5年3月7日(火) 質 問 者 民主·道民連合 高橋 亨 委員

要 旨 答 弁 要 問 旨 一 道民理解について まず質問の前に、知事、鈴木直道さんのリーダーとして の基本スタンスを書いた著書がこの3月に上梓されまし た。読ませていただきました。「逆境リーダーの挑戦」とい う本でございます。この中の何点か少し、今お話をさせて いただいて、知事の行政に向かうスタンスということを、皆 さんも十分捉まえていただいて、以下の答弁をよろしくお 願いしたいというふうに思っています。 まずはこの著書の中で、十分な制度をつくろうと考えれ ば一年も二年もかかってしまう。まずは、今できる範囲で のフォローアップを実施することが大事なんだということを 35ページに書いています。前例なき対策を打ち出すときに は、誰かが腹をくくらなければならない、それはトップの役 目です。37ページに書いています。先陣を切ることには大 きなインパクトがありますし、他でも同様にことが始まれば 関心が薄くなります。早くやるべきだっていうことですね、 49ページに書いています。人の声を聞き、当事者意識を 持って物事に当たることを大切にしている。72ページで す。同じく、自分事として考えていかなければならない。 217ページに書いています。多くの人を巻き込むには、中 心である自分がリーダーシップを発揮しなければならな い。そして、巻き込む渦を力強く回していかなければならな い。これは、77ページですね。反対者を煙たがっていた ら、こちらも嫌われたまま。むしろそういう人にこそ積極的 に出向くべきだ。106ページです。この政策は道民の皆さ ん、市民の皆さんのためになるのかという視点で、ディス カッションを日々重ねている、ということも書かれておりま す。 これが、鈴木知事の道政に向かうべき基本的なスタンス ということだというふうに思っています。とりわけ、相手の 立場に立つことが大事なんだということが、これはもう明確 に言っておりますから。そこを含めて質問をさせていただ きたいというふうに思います。 (一)LGBTQ等に関する道民理解について 1 道庁内での理解の促進について これまで、知事又は部長は議会においてLGBTQに対す る質問、とりわけ、パートナーシップ制度の導入や同性婚 (道民生活課長) に対して、「性の多様性について理解を深める事が重要」 庁内の理解促進についてでありますが、道では、職員 が性の多様性について正しい理解と認識を深め、人権に だという答弁を一貫して行っております。そして、そのため に職員研修も精力的に行っているということでございます 配慮した適正な業務執行ができるよう、初任者研修や全 けれども、部長や環生部は無論のこと、道庁内で理解の ての所属で行われる倫理研修での啓発、イントラネットを 促進が出来ているというふうにお考えなのかお聞きしたい 活用した研修動画の提供などに取り組んできたところで と思います。 あります。 今年度は、新たに、職場向けに作成した「にじいろガイド ブック」を活用した講座を開催し、当部はもとより、各部 局・振興局から多くの参加があり、参加者からは、「身近 に当事者が存在することに気付いた」、「適切な配慮につ いて理解できた」との声が多くあったところであります。 道といたしましては、引き続き、こうした講座などを通じ、 職員の理解促進に取り組んでまいる考えであります。

質 要 旨 要 旨 問 答

(再質問)

概ね道の職員はこの問題について理解がされていると いう風に承っていいのかどうなのか。概ねですよ。さらに また、この研修だとか講習を受ける段階で慎重な意見と いうのは道の職員から出たのかどうかお聞きしたいと思 います。

(くらし安全局長)

庁内の理解促進についてでございますが、参加した職 員からは「周囲に伝えていきたい」という声も多く受けてご ざいまして、この参加者から、さらに理解が広まるというこ とも期待をしてございます。

今後とも職員が参加しやすく、当事者を講師としてお迎 えするなど効果的な開催に取り組みながら参加者を増や し、庁内理解を進めていきたいと考えております。

(再々質問)

慎重な意見が出たのかどうなのかをお聞きしました。出 たとすればその内容をお聞かせください。

(くらし安全局長)

庁内の理解促進についてでありますが、参加者からは 「周囲に伝えていきたい」などの声を受けておりまして、そ のような慎重な、ということは特にございません。

概ね、道の職員はこの問題について理解が進んでいる ということで、道の職員ですから様々な部局の方がいらっ しゃると思いますけれども、その部局横断的に考えても、 これらの問題については、先ほど言ったように懸念はあ まり感じられないというふうにお答えになっているというこ とですね。それは大事な話だというふうに思ってます。

2 道民理解の基準について

知事や部長が依拠する「道民理解」が得られたとする判 断の基準はどこにあるのかお聞かせ願いたいと思いま す。

(道民生活課長)

性の多様性への理解についてでありますが、道民の皆 様の理解の深まりを量る基準について予め一概にお示し することは難しいものと考えておりますが、一人一人が正 しい理解と認識を深め、単なる知識に止まることなく、配 慮が態度や行動に現れるよう促す取組が必要と考えてお ります。

現在、国においては超党派の議連により、「LGBT理解 増進法案」の検討が進められているところであり、法案に おける「地域の実情を踏まえて、理解の増進に努めるこ と」、といった地方自治体に期待される役割にも留意しな がら、引き続き、性的マイノリティの方々への理解促進に 努めてまいる考えであります。

(再質問)

一概に示すことができないと、難しいと言われておりま すけど、そうするとですね、道民への理解が深まったとい う判断はいつまでたってもできない。全ての方が理解をす るっていうことはあり得ない。ですから、様々な住民の意 識調査だとか住民の声を聞くための様々な手法をパブ リックコメントも含めて道の方では行っているわけですね。 ですから、この問題についても、一概にお示しすること は難しいのではなくて、どこに達したら道民の理解が深 まっていったんだっていう判断をしていかなくてはならな い。これは単にこの問題だけではなくて、道政の様々な施 策を実施する場合、これを導入する場合必ず行われるこ とですよね。何故、これについて一概に申し上げられない のか、理解ができない。お答え願いたいというふうに思っ ております。

(くらし安全局長)

性の多様性への理解についてでありますが、この問題 に関しては一人一人が正しい理解と認識を深めて、単な る知識にとどまることなく適切な配慮あるいは行動に現れ るよう促していく、そういう取組が必要と考えておりまし て、その理解の深まりがどの程度かと図る基準について 一概に予めお示しすることは困難と考えております。

(再々質問)

大事なことを今、お話をされました。この問題について はということなんですが、道が行う様々な施策には道民生人様の理解の深まりを図る基準について、一概に予めお示 活に非常に影響の大きいものが多い。その一つ一つが一 人一人の知識だけではなく、態度、行動ということでお話

(くらし安全局長)

性の多様性への理解についてでありますが、道民の皆 しすることは難しいと考えておりますが、道民の皆様をは じめ、道内市町村等の性的マイノリティの施

質 問 要 旨

答 弁 要 旨

達することは難しい。

先ほど道見委員の方からもですね、百年記念塔について様々なご意見があって、そのことについて、ここ何回か皆さんに問うています。結果、皆さんはある程度のところで判断をしたんでしょう、これは。その判断基準は何ですか。この問題についてもその判断基準は何ですか。51対49なんですか。全ての道政の課題について問えることです。例えば、原発の再稼働はどうですか。住民理解はどうでしょうか。住民理解に達しているのはどこで判断するんですか。同じことだと思います。今のお答えは少しいただけないというふうに思ってます。改めてここがないと。だって皆さんずっと言ってるんですよ。道民理解が深まる、道民理解の醸成だというふうにずっと言ってるんですよ。じゃあいつなんだと。基準はどこなんだと。どこまで達すれば判断ができるんだということを聞いているんです。

このままでいくと、ずっと住民理解はこれからもやっていきます、これからもやっていきます。それは逆に言うと、国の方が理解増進法ができたということで判断されるんですか。それはこれから理解をしてもらうための法でしかない。いつまでこの問題について、という基準を欲しいんですね、私達は。そのために私達も努力しますよ。市民の皆さん道民の皆さんに理解していただくために。それぞれ当事者の方々も努力していきますよ。しかしその先が見えないんですよね、どこまでか。皆さん言ってるんですから、道民の理解が深まるというのを。だから、どこなんですかというのをずっと聞いているんですよ。お答えください。

策に関する動向ですとか、それから考え方の把握、これに努めてまいりたいと考えております。

(再々々質問)

道内179市町村のうちどれだけが、今お話にあるように、パートナーシップ制度を導入したら判断されるんですか。

すべからく、これは今後の道政全体に関わる課題ですね。基準をどう持っていくのかということを。様々、知事の考え方もあるでしょう。知事は道民理解のない中、IRについても一方的に進めようとしてますよね、当時は。今は少し慎重なのかもしれませんけど。

すべからく皆さんの手のひらにあるという、道民理解と判断基準は。都合の良いものはパブリックコメントでもこれしかきていないし、こういうことしか書いていないから道民理解はされているんだと。一方では、今言っているように道民理解が得られない状況をどうやって改善していくかということではなくて、他力本願でいっていく。そしてこの問題を先延ばしにしているということでしか受け止めれないです。道は、積極的にこの問題について取り組んでいく考えがあるのかどうかがわかならい。わかるとすれば、これはどのくらいの理解があれば、道としても判断ができるな、ということなんでしょうか。

今七つの市町村は全て市民の皆さんに聞いたわけではないです。それはご存知です。苫小牧は、まず導入をする、導入をすることによって理解が深まっていくというトップの判断です。函館市は、市長とのタウンミーティングでマイノリティの方とお話をしたときに市長が受け止めて、委員会をつくって様々な関係者に入っていただいて制度をつくっていきました。他のところもだぶんそういう状況だと思ってます。やることによって、皆さんに理解が広まっていくんだということが、他の七つの市町村もだと思ってい

(くらし安全局長)

性の多様性への理解についてでありますが、性的マイノリティの方々は、周囲の理解不足によって様々な生きづらさを抱えておられるという風に考えておりますので、道といたしましては、性の多様性への理解を促進することが優先すべき課題としてこれまで取り組んできたところでございます。

ます。道は、

頑なにそうではなくて、一定の理解がなければならないということなんですよね。そこに非常にこの取組に

質問要旨 答弁要旨

対する乖離がある、道民との理解の間の乖離がある、市 町村との取組の中に乖離がある。どう考えても、頑なにこ の問題については触れたくない、やりたくないということで しかないのかなというふうに思ってるんですけれどもそう いう受け止め方でいいんですか。

3 道民理解に関する調査について

局長が今の社会状況について行ってないんじゃないですか、ひょっとして。性の多様性の問題については全国のアンケートでも、もう60%から70%の方が理解をしているっていうことですよ。北海道だけですか、道庁だけですか、局長だけですか理解が届いていないのは。

理解が不足しているか、理解がされているかっていうことを北海道として調査するお考えはありますか。

(くらし安全局長)

性的マイノリティへの理解についてでありますが、 昨年11月に、内閣府が実施をした世論調査において、人 権問題について関心があることとして複数回答により尋 ねた設問では、「性的マイノリティに関心がある」と回答し た方は、全国では19.3%。これに対しまして、北海道は 14.3%と、約7人に1人となるなど、高いとはいえない状 況でございまして、現時点で、個人の意識や理解には差 があるものと把握をしてございます。

道としては、引き続き、こうした調査などを参考にいたしますとともに、研修会の参加者アンケートや市町村調査など様々な手法により、道民の皆様をはじめ、道内市町村・他都府県の性的マイノリティの施策に関する動向や考え方などの把握に努めてまいります。

(再質問)

今ほど数字が出てまいりました。関心があると回答した方と。関心があるっていうことと、理解をしているということは違うんですよね、意味が。関心があるということは、より身近にいるというか誰かがいらっしゃる、また自分自身もそうであるということで一緒

に関心が高いということ、相対的に多様性も含めて理解 をしていこうっていうところと、だいぶ違うんですね、意味 合いが。

この子どもの貧困はそのままにしておいてもいいんじゃないですか、子どもの貧困に対して理解を深めてもらうっていう取組はしないということなんですか。北海道520万人います。7人に1人だといくらになるんですか。およそ70万人近くですよ。その方は大した高い数ではないという風に受け止めて、なんら施策をここには講じないという考えであるというのであれば、そういうふうに言っていただきたいという風に思います。

(くらし安全局長)

性的マイノリティへの理解についてでありますが、 道といたしましては、道民の皆様お一人お一人が理解と 認識を深めていただいて、配慮が態度や行動に現れるよう、引き続き理解促進に努めてまいります。

(再々質問)

堂々巡りの議論はしたくないんです。聞かれたことにお答えいただいて、お互いの立場も含めてありますけれども、議論を深めていきたいというふうに思っているんですね。ずっとこの間、理解の促進に努めてまいるというのは去年からずっと聞いている。もっと前からも聞いている。そこから一歩も出てないということ。

先ほど言ったように、あなた達が高くないからと言ったから、私はそういうふうに言ったんですよ。7人に1人という、そんな程度の数かい、というのを。子ども達の貧困も7

(くらし安全局長)

性的マイノリティへの理解についてでありますが、 性的マイノリティの方々は、理解不足により様々な悩みを 抱えておられると考えておりますので、道では、こういった 方々が暮らしやすい環境づくりに向けて、様々な相談窓 口をHPで紹介するなど、理解促進と併せてそういった環 境づくりに努めているところでございます。

人に1人ですよ。関係ないということですか、皆さんは。北 海道には70数万人いると推定されますよ。それも関係な いということですか、とい う言い方をしました。それについて、行政を預かる立場と

質 要 旨 弁 要 旨 問 答

思っています。ましてや、道民生活に関わることです。

して、責任のある答弁をよろしくお願いしたいと

(再々々質問)

ずっとあなた達はそういう風に逃げてきているんですよ ね。だからいつまでなんですか。そしてどこが基準なんで すか。先ほど聞いたのは、調査をするんですか。その調 査については何も答えてないんですよね。

皆さんが積極的にこの問題について考えているのであ れば、道民の意識とはどうなんだろうかと調査をしないん ですか。先ほども言ったように、他の導入しているところ は全くそんなことをすることもなく、このことをやることに よって理解が広がっていくというふうに首長さん達は考え られている。道は全く逆です。道民の意向調査を行う気持 ちはあるのかないのか。なければないと言ってください。

(くらし安全局長)

道民理解に関する調査についてでございますが、人権 施策に関し、施策の検討の状況に応じまして、国の調査 や、道のその施策実施時のアンケート、それから市町村 調査等、様々な手法により動向の把握に努めてまいりた いと考えております。

(再々々々質)

やる気がないっていうことですね。先ほど言ったように 七つの導入した市町村、そこの調査結果はどうだったん ですか。どういう風に皆さん受け止めているんですか。

(くらし安全局長)

導入している自治体に関して、自治体の取組に関してで すけれども、既に導入した自治体においては、地域地域 の住民の方々の理解や関心の熟度に応じた検討をされ て導入をされてきたものと考えております。

勝手に考えるんじゃないよ、あんた。勝手にそういうふう に思っているんじゃないって。さっき言ったように苫小牧だ とか函館だとか、そうじゃないでしょって。熟度がいったか ら、高まったからやったということではないんですよ。なん でそうやって一括りに理屈をつけて言っているのかよくわ からない。

4 パートナーシップ制度導入自治体の実態調査につ い

のあいだ岸田さんが言ったように家族観や価値観、それ から社会に著しい悪影響というふうに当時は言っておりま | 査し、庁内や市町村と共有しており、パートナーシップ制 したけれども、導入したところでこういうようなことが現実 的に起きたのかどうなのか、こ

れは調査されましたか。

(道民生活課長)

性的マイノリティ施策に関する調査についてであります 逆に聞くと、パートナーシップを導入しているところで、こ | が、道では、施策の検討に活用していくため、他都府県 や道内市町村における性的マイノリティ施策について調 度についても、運用状況などの把握に努めているところ であります。

> 制度を導入済の自治体に対しては、導入後に生じ た課題などについても確認しておりますが、悪影響などが あったとの回答はいただいていないところであります。

そのとおりなんですね。悪影響なんて一つもない、導入 したところで。私の地元の函館もそうです。令和4年から 導入をいたしましたけれども、もう既にこの制度、10組の 方々が利用されている。しかし、市役所に対して、これら の制度について住民から苦情が来たことは一本もない、 そういうことですね。今お話があったように悪影響があっ たとの回答を得ていないということです。

まずは調査内容の公表をお願いをしたいという風に思 います。それについてお答え願います。

(くらし安全局長)

性的マイノリティ施策に関する市町村調査についてでご ざいますが、調査の結果につきましては、各自治体の了 解を得た上で公表の仕方につきましても今後検討してい きたいと考えております。

(指摘)

先ほども言いましたけれども、苫小牧も函館も、他

の札幌等々、ちょっとよくわかりませんけれども、聞かれればすぐ答えてくれましたよ。ですから聞いてみてください。調査してないっていうことなんだろうなと。公表について問うても行政が隠すべきことではないというふうに思いますので、調査をそれぞれのところに聞いて公表していただきたいというふうに思ってます。結果的に、先ほど言ったように何か不都合があ

[ます。結果的に、先はど言ったように何か不都合があ	
旋 明 帝 匕	
質 問 要 旨 ったかというと全くない。当事者が、生きづらさが解消され て周りには不都合はないということが、先進のところから 明らかになっているわけでございます。	<u></u>
5 ダイバーシティとソーシャルインクルージョンに ついて これまでも道は、SDGsの推進に取り組んできております。一方ではダイバーシティ、多様性とソーシャルインクルージョン、社会的包摂。これについても取り組んできているようでございますが、実践例についてお聞きをしたいと思います。	(道民生活課長) 性の多様性についてでありますが、性的指向や性自認に関わらず、誰もが個性と能力を発揮できる地域社会を実現することは、SDGsの趣旨である誰一人取り残さない持続可能な社会の実現につながるものと認識しております。 道では、これまで、当事者を講師とする理解促進セミナーを道内各地で開催してきたほか、性のあり方の多様性を理解し認め合う職場づくりのための「にじいろガイドブック」を作成し、社内研修等での活用を促すとともに、本年2月には、「人権配慮企業登録・紹介制度」を開始し性的マイノリティの分野を含めた人権への十分な配慮が企業の価値や信頼性を高めるということへの理解を進める取組を行ってきたところであります。
(再質問) お答えにあったように、SDGsは誰一人取り残さない持続可能な社会の実現ということですね。それに庁内を挙げて取り組んでいるのではないんですか。この誰一人取り残さないということとパートナーシップ制度導入、これはSDGsと趣旨が違うということなんですか。お考えをお聞きします。	(くらし安全局長) 性の多様性についてでありますが、パートナーシップ制度につきましては、SDGsの趣旨であります誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に繋がる取組の一つという風に考えておりますけれども、道といたしましては、性の多様性の理解を促進していくことによって、様々な取組を通じてこういった趣旨に繋がる取組をしていくというように考えております。
(再々質問) 多様性と社会的包摂の話をさせていただきました。例えば北海道独自の課題であるのかもしれませんけれども、全国にもいらっしゃるアイヌ民族に対しての対応ですとか、さらには先ほど含めましたけれども外国人労働者だけではなくて、外国の方、この日本に住む、北海道に住むという方々に対する様々な多様性の理解だとか、社会でそれを包んでいきましょうという取組とは違うと。ここだけは違うんだと、取組をそうやっているけれどここだけは違うんだと、理解なんだと。パートナーシップ制度の施行だけは別なんだというふうにお考えで進んでいるんだろうが、なかなか話が噛み合うものではないというふうに思っているんですが、SDGsとはそういうものなのですか。	(くらし安全局長) 性の多様性についてでありますが、パートナーシップ制度につきましては、この誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に繋がる取組の手法の一つというふうに考えておりまして、道としてそれを否定しているものではござ
否定をしていないのであれば、何故取り組まないんですか。それは理解だっていうふうに言ってるんですよね、さっきから。だから理解はどこが基準なんですかと、基準は示さないと言っている。よくわからないですね。この制度自体を理解する前段でも理解できないです、道のやっていることは。頑なにこれに対してなにかあるのか、この問題だけは取り組みたくないということで。とりわけセクシュスリー・の問題ですから	

シュアリティの問題ですから。

6 セクシャリティに違和感を感じる人々について 先ほども数字がありましたけれども、自らのセクシャリ ティに違和感を感じているとう方が14%いらっしゃるという|実施した調査によりますと、道内の状況といたしまして ことです。もう小学校のときからそうです。

私も小学校のときに女性っぽい男の子がいました。周り はみんなその子を囃し立てる、言葉は悪いかもし

(くらし安全局長)

答

性的マイノリティの方々についてでございますが、道が は、パートナーシップ制度を導入している市が 7市ございます。一方で、多くの自治体からは、性的マイ ノリティに関する施策ニーズを把握していないと

質 要 問 旨

れませんけれども、よくシスターだとかいう言い方をして 囃し立てていた。小さい頃からそういう環境に置かれた子 どもの気持ち、そして今は社会的に性的マイノリティの 方々に対する理解が、先ほど言ったように60%から70% になっていっている。その中で先ほど言ったように人口的 に言ってもかなりの数になっている。その数になっている ことが、私のかなりの数だと思っているのと、皆さんが高く はないというふうに思っていると理解しているところです。

ここは意見が違うところでございますけれども、まさしく 都市部が先行していますけれども、何故地方でなかなか 声が上がっていないのかというと、まだまだ、ある意味地 方では人間関係が濃密なんですよね。したがって、奇異 な目で見られる可能性が高いということで声が上げづら い。先ほども小学校のときの話をしましたけれどもそうい うことなんですね。したがって、数の少ない自治体ではこ のことが表面に現れづらいんですね。だからそれぞれの 自治体の方々の醸成がっていうふうに言っていますけれ ども、そこすらにも達していないという状況なのだろうなと いうふうに思っております。したがって、広域自治体であ る道が、そのことを促すためにも先駆的にやっていくとい うことが非常に大事なのだろうと思ってます。何故、地方。 町村の方でなかなか、先ほども言いましたけれども、声が 上がってこないんだというふうにお考えですか。私は先ほ ど言ったような分析をしているんですけれども。

の回答をいただいているところでございます。

弁

こうしたことから、道としては、引き続き、こういう施策を ニーズを把握していない自治体に対しまして性の多様性 に関する理解とともに、当事者の存在についての気づき を広げていくためのセミナーや、情報提供などを行ってい きたいと考えております。

要

旨

またそこに戻る。さっきも言ったとおりですね、上がって こないところは地域性というよりも、そういう人間関係だと か様々なことが、当然そこにあるという ことなんですよ。カミングアウトができないんですね。 カミングアウトができないから、要望として需用が見えてこ ない。したがって、導入するまでに至っていないということ なんではないのですか。先ほど言ったように、比率で考え ても70万近くの方がそういうふうに思っているんですよ。

それに対して70%近くの方が理解を示しているんですよ。

7 パートナーシップ制度の必要性について

ただそれが現れてこないだけの話なんですよ。

先ほど、最初に知事の書かれた本の中から少し話をさ せていただきましたけれども、その中に一つ、実際に対応 している人の声を聞き、当事者意識を持って物事にあた ることを大切しているんだと。当事者意識に立っているん だということが大事なんですよということですね。そして、 改めて自分事として考えることが大事なんだということ を、知事は自分の道政運営の基本スタンスに置いてい る。

部長はこれまでの答弁で、知事と同じような形でお話を されています。まずは、部長は自分のご家族、お子さんが

(環境生活部長)

私自身、成人をしました、社会人となった二人の娘の父 親でございます。これまで娘達の性自認、あるいは性的 指向につきまして話題にしたことはなく、ただその悩みに ついて全てを理解できているというように私も思っており ません。これからも、自らもこの問題としかりと向き合って 少しでも理解を深めて、仮に娘達が苦しむことがあれば、 良き理解者となれるように努力していきたいというように 考えてございます。

性的マイノリティであったとして、あなたにカミングアウトをした、そしてそのときにパートナーシップ制度がないということで非常に生きづらさを感じているという悩みを打ち明けられたときに、部長はどうされますか。

(再質問)

全くそのとおりですね。しかし、仮にその当事者となれば という正しい動きをしました。そうだとすると、 今現実的に相手の立場に寄り添ってだとか、相手の立 場に立って、というところには至っていないというこ

(環境生活部長)

答

性的マイノリティの方々に関する制度などについてでございますけれども、あるいは取組についてでございますが、私といたしましては、この問題も含めまして、様々な行政課題につきまして私的な問題あるかど

質 問 要 旨

となんですね。

知事の政治手法と全く違うということではないんですか。知事の道政運営のスタンスとは違うということなんですか。相手の立場に立って物事を考えていくんだということは、知事は言っているんですね。個別の対応で言えば、それはそうでしょう。そのとおりだと思っています。しかし、そうなったとすれば、当然のことながらその悩みに対して前向きに取り組んでいくんだということが部長の考え方ですよね。

多くのマイノリティの方々、そしてその家族の方々も含めて、今その立場にあるんです。その立場をどう理解していって、その方々の暮らしづらさをどうやって排除していくかということを、この会で言っているんです。そして、それ以外の方々になにか不都合が生じるんですか、これもずっと言っている。しかしそれに響くご答弁はいただいていないんですね。従ってずっと同じことを聞かなくてはならない。ずっと同じことを答えられる。いつまでこんなことを続けているんですか。

部長は道民生活の責任者の方ですよね、担当としてお持ちになられている。道民の思いに至ることなく道民生活の行政を進めるということではないんだろうなというふうに思うんです。だとすればこの問題も先ほども言った一定の数がある、数字が高い低いは見解が違うのかもしれませんけども、同じように7人に1人だという子どもたちに対しては対応しているのに、7人に1人の性的マイノリティの方々に対しては、一向に前を向いて施策を打っていこうとしない。何故なのでしょうかね。何か理由があるんですか。

うかに関わらず、その施策の有り様について議論あるい は検討に努めてきたつもりでございます。

要

弁

旨

そうした中で、パートナーシップ制度についてでございますが、私自身当然ながらこの制度の存在を否定するといったものではございません。

一方で社会の現状を見ますと、やはり性の問題については関心の度合いであったり受け入れ方、その個人一人一人を取り巻く環境に応じて知識、あるいは感じ方、考え方に差異があることも否定できないのではないかと感じているところでございます。

制度が導入をされ、真の意味でも根付いていくためには、そうした個々人の違い、あるいは考え方の差異、そういったものを乗り越えて理解をされていくことが重要なのではないかと考えております。そのためには、まずは当事者の方々が生活を営むコミュニティである各地域において、色々な議論を積み重ねていただくことも大切なのではないかと感じているところでございます。

このため、私どもといたしましては、そうした議論のたたき台となりますような様々な情報、そういったものの提供に努めるとともに、この問題の存在、あるいはそこから生じている課題、そういったものについて広く知っていただくことが、まずは我々の仕事として大切なことではないかと、そういった思いからこれまで、現在の取組を進めてきているところでございます。

(再々質問)

部長の部長としての、公務員としての立場、これは 今の答えなんだろうというふうに思います。だけれども悩んでいる方々は、皆さん部長のような立派な考え方を 持っている訳ではないんですね。日々の生活ですから。

部長は、人権というところも管轄しているのではないかなというふうに思ってますけれども、人権とは全ての方が生まれながらにその尊厳に基づいて持っている普遍的な固有の権利です。性的マイノリティの方についてはこのことがないということにはならないわけでございます。

したがって、人権を守っていくという立場の部長、部長はこれまで議論をしてまいりましたけれども、知事に対してあるいは副知事に対して、どのような意見具申をされているんでしょうか。担当の部長として理解の促進を今これからやっていけばいいんだ、理解の醸成を図っていく、そのことに重点を置いていけばいいんだというふうにお話になっているのか。それとも早くこのパートナーシップ制度を導入をすべきだと、そのために様々な方策については部の方で考えさせていただきたい、住民理解ではなくてどうやって生きづらさを感じる方々にそのことを感じない日々を送っていただけるのか。これは個々の方々の人権に関

(環境生活部長)

制度などについてのことでございますけれども、これまで2年間、私といたしましては、こうした議論が展開されていることを踏まえまして、もちろんパートナーシップ制度の状況、道内道外も含めて取りまとめをいたしまして、またあるいはそれ以外の理解促進ももちろんですけれども、先ほど委員もおっしゃいました生きづらさを少しでも解消できないか、そういったいろいろな施策について調査し、あるいは我々として担当の課と一緒になって考えてきたつもりであります。

そうした取りまとめをしたものを庁内で共有をいたしまして、その中で現在の施策が判断されているというように私 は思っております。 する問題である。従って早くこの制度の導入を、知事、行 うべきではないかというふうに言っているのか、どちらな んでしょうか。

8 性的マイノリティへの適切な配慮について 環境生活部がその施策をリードしていくということ を取り組んでいらっしゃるということなんだろうなというふう┃道では、「人権施策推進基本方針」の改定に際し新たに |に思っておりますけれども、その結果として

(道民生活課長)

性的マイノリティへの配慮についてでありますが、 項目として追加した性的マイノリティに関して、こ

質 問 要 旨

答 要 弁 旨

各部局も含めて何がどう変わっていったのか。 道が行っている、またはこれから行おうとしています具 体的な例です。何かあります。

れまでに、幼児教育施設管理者への研修、道営住宅に おける入居要件の改定、職員の初任者研修での講習、 道立病院での研修などに取り組んできたところでありま す。

道といたしましては、引き続き、他自治体や民間企業な どの取組事例も把握し、庁内や市町村などとも共有しな がら、施策に反映していくことで、適切な配慮の輪を広 げ、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりに 努めてまいる考えであります。

今ほどありましたけれどもほぼ研修、講習ですね。 道営住宅についての入居要件の改定、これは言われまし た。しかしこれはダブルスタンダードですよね。道 内にある道営住宅、7つのパートナーシップ制度を持って いるところは道営住宅も同じ条件で入居ができますけれ ども、それ以外の住宅については入れない、入居ができ ない。なんでこんなダブルスタンダードなことをやっている んですか。これは建設部の話ですからここでこのことを問 うてもどうしようもないんですけれども、なんで道庁の中で そんなことがまかり通っていくんですか。差別ですか、区 別ですか。今の話の中では道営住宅もこれは単に、先ほ ども言ったように市の行っているパートナーシップ制度に 乗っかっているだけ、独自のことではないわけでございま す。

9 パートナーシップ制度導入を拒む理由について 様々な意見があって、様々な手法、努力をされているよ うでございますけれども、大切なものは多様性をどうやっ て実現化をしていくかということなんだろうというふうに 思っています。しかし、この間ずっと頑

なに拒み続けている。何故なんでしょうか。その原因は道 庁の上層部にあるんですか。

(くらし安全局長)

性的マイノリティに対する取組についてでありますが、 性的マイノリティの方々は、周囲の理解不足によって様々 な生きづらさを感じておられることから、道では、関連相 談窓口の周知、職場向けの「にじいろガ

イドブック」の作成や活用の促進、当事者を講師としたセ ミナーの開催など、性の多様性や取り巻く課題について 理解を深めるための取組を進めてきたところでございま

パートナーシップ制度につきましては、住民登録などの 事務を担う市町村において、地域の実情に応じ議論・検 討が進められていくことが望ましいものと考えております ことから、道としては、道内外の制度の運用状況を共有 し、導入した自治体の取組の周知や連携の促進など市町 村の実情に応じた議論や取組が進むよう支援に努めてま いります。

(再質問)

局長、今大事なことをお話しましたよ。パートナーシップ 制度については基礎自治体がやるべきだと。住民登録な どを担う市町村において、実情に応じて議論、検討が進 められることが望ましい、基礎自治体でやってくれと、広 域自治体である道はやらないということなんですね。これ は知事総括も知事が同じような答えを言っていますから、

(くらし安全局長)

性的マイノリティに対する取組についてでありますが、 パートナーシップ制度は互いをパートナーとして認め、協 力して生きていくことを宣誓をし、その思いを対外的に示 すものとして導入をされてきておりまして、戸籍や住民登 録など住民に最も身近な事務を担う

|市町村において、地域の実情に応じ検討が進められるこ

知事としてこのパートナーシップ制度の導入は基礎自治体が行うべきであって、広域自治体である道では行わないという結論に達しているということなんですね。そういう受け止め方でよろしいですね。

とが望ましいと考えております。

(再々質問)

結局そういうことでしょう。先ほど私の言ったことに間違いはないんですね。戸籍に関わる問題だからそれは基礎自治体がやるべきであって、戸籍に対して関与をしていない広域自治体である道は、この問題につ

いては行う考えはないということに尽きていくということなんですね。

(環境生活部長)

パートナーシップ制度についてでございますけれども、 従前より答弁をさせていただいておりますけれども、先ほ ども局長からお話しましたとおり、道といたしましては、住 民登録などの事務を担う市町村におき まして、真近な問題として地域の実達に応じて議論、検討

まして、身近な問題として地域の実情に応じて議論、検討が進められていくことが望ましいと考えているこ

質 問 要 旨

対外的なことっていうのは、この問題は戸籍だけではないんです。一番生活のしづらさ、もう皆さんご存知でしょ

う、例えばパートナーが入院しても付き添い もできない、手術する同意もできない。入居するときも先 ほど言ったようなことが起きてくる。保険もそうです、様々 なこと、様々な損害を生じているわけですね。損害は申し 訳ない、不利益を感じている訳ですね。

それは先ほどから議論しているように、当該の自治体、基礎自治体ではなかなか、例えば二千人、三千人、もっと少ない人口のところもあるかもしれない。そういうところでカミングアウトもなかなかできない。地域状況もそうである。だから、広域自治体のそこに役目があるのではないですかと言っていますけれども、知事は、それは基礎自治体の問題で、広域自治体の問題ではないというふうに昨日答弁したんでしょう、知事総括で。今日も同じように答弁していますよね。基礎自治体でやることが望ましいんだということは、広域自治体ではやらないということなんでしょう。そうだったらそういうふうに言ってくださいよ。北海道はこのパートナーシップ制度の導入については、知事がやらないと判断をしているということなんですね。

全く知事の言っていることと、やっていることは違う。何が自分を賭して考えるとか、相手の立場に寄り添ってだとか、良いこと書いてますよこの本、感心しました、自画自賛ですわな。百歩譲ってそのとおりにやっていただけるのであればと思っても、その点やろうという気はしない、嘘ばっかりですかこれ。選挙前だからこんな本出して自分を美化していくと、しかし実情は全くそういうことではない。

ということで、この間の一連のやりとりを考えると、 環境生活部も基礎自治体でやるべきだ、知事も広域自治 体でやる業務、事務ではないということですか。結論早く つけましょうよ、やらないならやらないと言ってください。や るのならどうやってやるんだというこ とを考えてください。 答 弁 要 旨

とから、道として、現時点におきましては検討してございませんけれども、一方でそうした地域における議論が進展いたしますよう、道内外の情報の把握、その市町村との共有、またあるいはそれに対する助言等につきまして取組を進めていくというように考えているところでございます

(指摘)

もう終わりにします。この問題についてずっと平行線のままで話を終えるつもりはないんです。お互いに深めていきたいということで今日質問させていただきました。そして、様々な質問の中で最終的に詰まってきたのは広域自治体でやる事務ではないと、これは基礎自治体でやるべき事務なんだという認識でしかないということなんですね。

明日、本会議が行われます。今会派と各会派の皆さんにご協力いただいてこの性的マイノリティのことについての意見書がたぶん通っていくだろうと。これは逆に言うと道議会の中の各会派の皆さんもこの問題に

ついては真剣に取り組んでいっているという状況なん だと思いますよ。

しかし一方の両輪であるはずの行政、執行側が全く そういうことを無視するとまでは言いません、そのこ とを理解しようともしていないし、前に進めようとも していないというふうに私は受け止めるんですよ、私 は。皆さんは前に進めたいと思っているでしょう、た ぶん。制度を導入したいと思っているでしょう、たぶ ん。知事や副知事に言っているでしょう、たぶん。し かしそこが壁になっているということで、トップの判 断がそういうことだということなんでしょう。今日は 知事がいるわけではありませんから、この次、鈴木知 事が出てくるかどうかもまだわかりませんけれども、 いずれにしても新しい知事のもとで改めてこの議論は していかなくてはならないというふうに思っていま

質	問	要	归		答	弁	要	旨	
す。日々の生活にきづらさを感じていことが大事だとい識を十分に理解し応もお願いしまして	いる方に少し うふうに思っ ていただい	っでも解決 っています。 いてこれから	をさせてい 。部長もそ	くという ういう意					